

平成21年（行コ）第213号 公金支出差止（住民訴訟）請求事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都水道局長外4名

証拠説明書（甲B103～113）

2009（平成21）年12月25日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 谷 合 周 三

| 番号 | 文書名 | 作成日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|------------------|----------------------------------|---------------|----------------------|--|----|
| 甲 B 103 | H20利根川 上流部治水 検討業務報 告書 | H21. 3 月 | (株)建設技 術研究所 | 平成21年2月24日に開催された関東地方整備局 事業評価監視委員会で示された八ッ場ダムの 費用便益比の算定においてなされた貯留関数 法による洪水流出計算の結果と、利根川水系 工事実施基本計画の策定時（昭和56年以前） になされた貯留関数法による洪水流出計算の 結果とを比較すると、両者は国土交通省が共 通する洪水について同一の計算方法により計 算をしたものであるのに、計算結果が大きく 異なっていること | 写し |
| 甲 B 104 | | | 国土交通 省 | 国土交通省が、平成10年9月洪水に対する八ッ 場ダムの治水効果として、前橋地点で水位を 約60センチメートル低下できるという計算結 果を公表していたこと | 写し |
| 甲 B 105 | 平成10年9 月洪水八ッ 場ダム効果 検討資料 | | 国土交通 省関東地 方整備局 | 甲B104で公表されていた平成10年9月洪水に 対する八ッ場ダムの治水効果は、利根川の治 水計画（利根川水系工事実施基本計画）作成 の検討過程で用いた計算手法に基づき算出さ れていること | 写し |
| 甲 B 106 の1 | 八ッ場ダム 問題に関する 質問主意 書 | H20. 5. 27 | 石関貴史 衆議院議 員 | 議員から政府に対し「八斗島地点以外で利根 川における八ッ場ダムの治水効果を、最近30 年間の洪水について計算したものがあれば、 その計算結果について詳細に説明されたい」 との質問を行ったこと | 写し |
| 甲 B 106 の2 | 答弁書 | H20. 6. 6 | 内閣総理 大臣福田 康夫 | 甲B106の1の質問に対する政府答弁の内容。 「八斗島地点以外で利根川における八ッ場ダ ムの治水効果を、最近30年間の洪水について 計算したもの」については、「国土交通省が現 時点で詳細を把握しているものは存在しな い」として、平成10年9月洪水に対する八ッ場 ダムの治水計算根拠を合理的に答弁できない ことを認めている。 | 写し |

| | | | | | |
|------------|---------------------------------------|----------------------|---------------------|---|----|
| 甲 B 107 | 群馬県議会 産経土木常 任委員会 参考人質疑 要旨 | H21.1 0.14開 催分 | 群馬県議 会議員石 川貴夫 | 国土交通省が、群馬県議会産経土木常任委員会の参考人質疑において、石川貴夫議員の質問に対し、従前同省が公表していた平成10年9月洪水に対する八ッ場ダムの治水効果計算について「正式に治水効果として認められるものではないため、政府答弁書においては現時点で詳細を把握しているものは存在しないと回答した。」「正式に治水効果として認められないものなので、60センチは（治水効果の説明として）使用しないと思う」と答弁していること | 写し |
| 甲 B 108 | 関東地方整備局事業評価監視委員会議事概要（議事録） | H15.1 1.20開 催分 | 委員会事務局 | 平成15年11月20日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会では、八ッ場ダムの必要性の有無、八ッ場ダムがもたらす問題点についての審議を行わず、専ら事業の費用便益比のみを話題とし、しかし費用便益比の正当性については検証することなく事業継続を了承していること | 写し |
| 甲 B 109 | 参議院財政金融委員会議事録 | H20.6. 3開催 分 | 委員会事務局 | 富岡由紀夫参議院議員の国会における質問と国土交通省（副大臣）の答弁内容。 平成19年12月21日開催の事業評価監視委員会に提出された八ッ場ダムの費用便益比に関し、その計算根拠資料が存在しないこと等について質問・答弁が行われている。 | 写し |
| 甲 B 110 | 八ッ場ダム建設事業の費用便益比計算の問題点について | H21.1 1.24 | 嶋津暉之 | 平成21年2月24日開催の事業評価監視委員会に提出された資料に示された費用便益比の計算が不合理であること。作成者が研究資料として入手した国土交通省作成に係る諸資料を基に、前記費用便益比計算の計算過程を分析・解説し、計算の不合理性を明らかにしている。 | 写し |
| 甲 B 111 | 河川整備基本方針検討小委員会名簿 | H17.1 2.19 | 委員会事務局 | 平成17年に河川整備基本方針を定めた「社会资本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」の委員長は、元国土交通省河川局長の近藤徹であること | 写し |
| 甲 B 112 | 読売新聞記事 | H21.1 1.18 | 読売新聞社 | 財団法人ダム水源地環境整備センターが、国土交通省OBの天下り先であって、八ッ場ダムの関連業務を随意契約ないし落札率平均99%超による落札で受注していること | 写し |
| 甲 B 113 | 履歴事項全部証明書 | H19.6. 27 | 東京法務局登記官 | 甲 B112の天下り先財団法人の理事に甲 B111の小委員会の委員であった虫明功明が就任していること | 写し |

以上